

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏名	石井 春人
所属又は職業等	勝浦漁業協同組合 代表理事組合長 千葉海区漁業調整委員会 会長 (一社)千葉県漁港漁場協会 副会長 日本漁船保険組合千葉県支所 運営委員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

【資源評価について】

- 勝浦沖では、35年以上前から県水産総合研究センターや地元水産事務所と協力しキンメダイの生態を解明する試みの一つとして標識放流を実施しており、現在までに放流した尾数は2万尾以上となっています。この標識放流ではキンメダイの7～8割が地先で再捕されています。このことから、勝浦沖のキンメダイは大きく移動するものではないと考えられ、国の主張する一都三県をまとめた管理ではなく、これまでどおり各地先での自主的な管理の継続が重要だと考えます。また標識放流の結果からキンメダイは成長し大きくなる(10歳程度になる)と南下し、他の漁場に移る魚もいることが分かっており、私たちの地先の管理で獲り控えられた親魚が産卵することで、一都三県の全体の資源に貢献していると考えています。
- キンメダイの資源状況は漁獲量の影響だけでなく環境要因も大きく影響があると考えられます。これは、親魚の量が大きく変動していないはずなのに、漁場に小さな魚が多くみられる年、あまり見られない年があり、単純に親魚の量が資源の増加に直結していないことを実感しているためです。国の行う資源評価に環境要因がどのように考慮されているのかわかりやすく説明してください。まずは資源の変動要因を十分解明する必要があると感じています。
- これまで私たちは産卵期の禁漁など自主的な資源管理(次項に詳しく記載)により漁獲の強さをぎりぎりまで下げ、魚の獲り控えを行ってきました。国の資源評価は私たちの獲り控え実態を十分に反映できていないと思います。これまで取り組んできた私たちの獲り控え実態をしっかりと資源評価に取り込んでいただきたいと思います。
- 資源管理を実施する上では、産卵期の禁漁に加え、小型魚の保護も重要と考えます。しかし、漁法によっては小型のキンメダイを漁獲していることを把握していますでしょうか。このような不合理漁獲では一都三県だけが資源管理を実施しても、資源量の増加には繋がらないと考えます。国が率先して全

国的な漁獲の実態を調査し、適切な資源管理が行われるよう、強く指導していただきたいと思います。

【自主的な資源管理の取組と成果について】

- 勝浦沖キンメダイ漁場では、漁業者の自主的管理として、昭和30年に夜間禁漁に取り組んだのを皮切りに、現在までに禁漁期間の設定、針数・縄数の制限、操業時間の短縮、小型魚保護などに長年取り組んできました。特に産卵期の親魚の保護のために設けた3か月間の禁漁期間は他地区ではまねできない取組だと自負しています。
- このような自主的な取組の結果、勝浦沖漁場では、平成18年頃をピークに減少傾向となっていた漁獲量は24年以降横ばいに推移し、令和3年度千葉県沿岸重要水産資源評価では、資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断されました。また、令和3年度に県水産総合研究センターが行った試算では20年前に比べ漁獲努力量を約50%削減していることが分かりました。
- 一方、国の主張する一都三県での一括した管理は、各漁場の特性や資源管理の取組が考慮されていません。併せて、漁業者の高齢化などによる勢力の減退や廃業者の増加の状況と漁獲量が横ばいであることを考慮すると資源は増加傾向にあると考えられ、実際にC P U E（1日1隻あたりの水揚げ量）は増加しています。以上のように勝浦沖での自主的な資源管理の取組とその結果等からキンメダイはT A C管理を導入する必要はありません。

【T A C管理に対する意見】

- 一都三県の漁業者協議会等での国の説明はT A Cありきの説明が多く、私たちの行っている自主的な取組との比較についての議論がなされていません。お互いの考えを理解するためにもT A C管理と自主的な資源管理の良い点、悪い点を議論する必要があると感じています。
- 私たちは「すべての問題は話し合いにより解決する」との考え方でこれまで自主的な資源管理を進めてきました。国は漁業がより良くなるようにT A C管理について検討を進めていると思いますが、これまでの会議では国が何を考えてT A C管理を進めているのかが分かりません。ぜひ浜に来ていただき十分な議論をさせてください。
- T A C管理やI Q管理が実施された場合、対象となる魚を獲る人が増えれば、それだけ自分の取り分が減ることから新規参入が困難になるのではないのでしょうか。これは、国の進める担い手対策に逆行することになるのではないのでしょうか。
- イルカやサメ、バラムツなどによる食害が増加しているにもかかわらず、未だに有効な対応策が取れていません。キンメダイ資源の評価や漁業者の収入にも影響していると考えられることから、国の主導による実態調査や早急な支援策を求めます。
- キンメダイの資源管理はその資源の広がりを見ると一都三県の漁業者だけの問題なのではないでしょうか。その他の漁業や地区にも関係してくる問題ではないのでしょうか。また、国は遊漁の実態を把握しているのでしょうか。キンメダイを漁獲する漁業の全容、他地区との交流の関係や遊漁の採捕量の実態が分からないのであれば、まずはその調査を本格的に行うことから始めるべきです。
- T A C管理による水揚げ量の減少は私たちにとって死活問題になることから、

仮にTACが導入された場合には、経済的支援や担い手対策等の長期的かつ具体的な対応策を講じてください。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

対象資源は一都三県以外にも分布していますが各地でどれほど正確に漁獲量等の報告がされているか疑問です。

また、遊漁による採捕量の実態把握は国が責任をもって行うべきです。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

(1)に記載したとおり、私たちは産卵期の禁漁など自主的な資源管理により漁獲の強さをぎりぎりまで下げ、魚の獲り控えを行ってきました。これにより県による資源評価では資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断され、国による令和4年度の資源評価においても資源の状態が良くなっています。これは、これまでの自主的な資源管理の成果が表れている結果であり、TACを前提とした資源管理目標の導入を論じるのではなく、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論するべきです。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

(1)に記載したとおり、TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした漁獲シナリオの採択を論じる以前の問題であると考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

(1)に記載した理由で数量管理（TAC）導入・実施の必要性に疑問があります。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

各地区で小型魚の再放流、夜間操業の禁止、漁具・漁法の制限（樽流し漁法禁止、釣数、縄数、操業時間、釣餌）、定期休漁日、休漁期間、操業規制区域等の自主的な資源管理措置を実施しています。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われる全漁業が関係する地域

漁業種類：太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われる全漁業

関係者等：加工業者、仲買業者、観光業者、遊漁者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- キンメダイの資源状況は漁獲量の影響だけでなく環境要因も大きく影響があると考えられます。国の行う資源評価に環境要因がどのように考慮されているのかわかりやすく説明してください。
- 国の資源評価は私たちの獲り控え実態を十分に反映できていないと思います。これまで取り組んできた私たちの獲り控え実態をしっかりと資源評価に取り込んでいただきたいと思います。
- 私たちは産卵期の禁漁など自主的な資源管理により漁獲の強さをぎりぎりまで下げ、魚の獲り控えを行ってきました。これにより県による資源評価では資源水準は「高位」、動向は「増加」と判断され、国による令和4年度の資源評価においても資源の状態が良くなっています。これは、これまでの自主的な資源管理の成果が表れている結果であり、まず各地区の自主的な資源管理の評価を行った上で、TAC導入の必要性から議論すべきです。
- 国の説明はTACありきの説明が多く、私たちの行っている自主的な取組との比較についての議論がなされていません。お互いの考えを理解するためにもTAC管理と自主的な資源管理の良い点、悪い点を議論する必要があると感じています。
- TAC管理やIQ管理が実施された場合、対象となる魚を獲る人が増えれば、それだけ自分の取り分が減ることから新規参入が困難になるのではないのでしょうか。これは、国の進める担い手対策に逆行することになるのではないのでしょうか。
- サメ等の食害は、キンメダイ資源の評価や漁業者の収入にも影響していると考えられることから、国の主導による実態調査や早急な支援策を求めます。
- キンメダイの資源管理はその資源の広がり考えると一都三県の漁業者だけの問題なのではないでしょうか。その他の漁業や地区にも関係してくる問題ではないのでしょうか。キンメダイを漁獲する漁業の全容、他地区との交流の関係や遊漁の採捕量の実態が分からないのであれば、まずはその調査を本格的に行うことから始めるべきです。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

TAC導入の必要性に疑問があり、TACを前提とした管理対象とする範囲を論じる以前の問題であると考えます。

また、キンメダイ太平洋系群は一都三県以外にも分布していますが、国の資源評価の範囲が一都三県であることに疑問を感じます。

なお、今般の資源評価結果は、これまでの自主的管理が評価されたものと受け止めており、資源の持続的な利用を図るためには、今後も各地先での管理を継続していくことが重要と考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

過去に検討が行われた魚種の、資源管理手法検討部会からステークホルダー会合に進む過程を確認したところ、資源管理手法検討部で取りまとめた「意見や論

「意見や論点の整理」について、ステークホルダー会合を開催する前に、参考人が内容を確認する十分な機会が設けられていませんでした。参考人は、自らの意見が正しく反映されていることを確認する必要がありますので、ステークホルダー会合での議論の前に、必ず参考人が「意見や論点の整理」の内容を確認する十分な機会を設けていただきたいと思います。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏名	山崎 明人
所属又は職業等	千葉県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会座長 (千葉県漁業協同組合連合会常務理事)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見(本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

以下の理由から、研究機関の資源評価を参考に、これまでの漁業者を主体とした漁獲努力量等の制限による資源管理を継続していくことが適当であると考えます。

① キンメダイ漁業について

資源評価対象となっている千葉県、東京都、神奈川県、静岡県の一都三県では、キンメダイは主として釣(立縄)で漁獲されています。

釣漁業は、能動的に漁獲し漁獲圧が高くなりやすい網漁業とは次元の異なる低い漁獲圧で、自由漁業とされています。実際に資源評価結果でも、資源量に対する漁獲割合はマイワシやマサバでは50%を超える年がありますが、キンメダイでは13~19%と非常に低いレベルとなっています。

漁業者は、自由漁業ではあっても、資源管理の重要性を十分に理解し、それぞれの地域ごとに資源管理組織をつくり、千葉県以外の一都二県の資源管理組織とも連携しており、また、参入者にも資源管理措置の必要性を理解させ、地域ごとに統一した資源管理が実施できるように取り組んできています。

さらに、元々釣漁業は定置網等と同様“待ちの漁業”であり、資源にやさしい漁法であることから、TACを適用する必要は無いと考えます。

② キンメダイの生態と資源管理の取組みについて

本県は、平成の初めから、国の資源管理型漁業推進総合対策事業等により、生態の把握や資源評価、漁業者が実施する資源管理手法に対する評価等を行い、国の方針の基で、漁業者自ら実施する資源管理型漁業を推進してきています。

具体的には、漁獲物測定等による資源構造の把握、標識放流による移動の把握、資源管理措置の評価等が行われてきており、小型魚の再放流や、操業時間、操業日、操業区域、漁具・漁法の制限等、きめ細かい資源管理措置の実施に結びついてきています。

この結果、キンメダイの再生産の特徴である卓越年級群が効果的に保護さ

れ、千葉県においては、漁獲努力量は減少傾向となっておりますが、CPUEは増加傾向であり、漁獲量は維持されています。

さらに、国の令和3年度までの資源評価書でも、「高水準の加入の兆候を的確にとらえ、それを保護する資源管理方策を実施することでも、長期にわたりキンメダイ資源の漁獲の維持・増大を図ることが可能である」とされ、国が自ら漁業者の資源管理方策を肯定してきており、最新の資源評価でも、これまでの漁業者の資源管理努力が妥当であったとの結果が得られています。

したがって、漁業者の取り組んでいる資源管理は十分に機能していると考えており、TAC管理の導入の必要性は無いと考えます。

③ 太平洋系群の範囲と資源管理の対象範囲について

国は、太平洋系群の範囲を、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺を含んでいるとしていますが、資源評価及びTACを検討していく範囲は、調査資料が充実している一都三県の漁場である関東周辺及び伊豆諸島周辺となっており、一致しておりません。

漁業者は長年にわたり小型魚の標識放流に取り組んできており、その採捕結果から、若齢魚はほとんど移動しないことがわかっており、地先ごとの管理効果が出ていると考えられます。一方、高齢魚になるにつれ、千葉県から他の都県の海域へ、さらには、四国沖など一都三県の漁場から移出する割合が増加し、国の令和3年度資源評価書でも10歳以上では一都三県の漁場外へ3割程度が移動するとされるなど、資源評価上明らかに無視できない交流が認められます。

さらに、黒潮を考慮すると、愛知県や高知県で漁獲されている資源の親魚由来の再生産が一都三県の漁場の加入に寄与していることは十分に想定されます。

都県を越える管理を実施しようとする場合、国も認めている太平洋系群全体を想定することが妥当であり、まずは、資源評価も太平洋系群全体を対象として行うべきと考えます。

仮に、合理的な理由なく、資料が充実し一定の資源評価が可能であるとの理由だけで一都三県の漁業者にのみTACが設定されることになれば、同じ資源を共有している一都三県以外の漁業者との不公平な制度となることから、法律に基づく規制の適用上も大きな問題があると考えます。

④ 資源評価モデルについて

令和4年9月30日に公開された最新の資源評価結果については、CPUEによるチューニングを行い、以前と比較して、実態に近づくなど一定の成果があったと評価できます。そして、評価結果では、現状の漁獲圧が F_{msy} を下回るとともに親魚量は増加傾向であり、漁業者の資源管理が妥当なもの判断されました。

しかし、資源評価方法については、

・資源評価の最も基礎的資料となる年別年齢別漁獲尾数の推定精度が十分でないこと

・CPUEの標準化が十分でないこと

・食害の影響がCPUEに反映されていないこと

・遊漁の影響が検討されていないこと

など、多くの問題点があることを資源評価実施者自らが示しています。

さらに、高齢魚になるにつれ資源評価範囲外への移出が大きくなり自然死亡率と比較して無視できないものと考えますが、このことが反映されていません。

これらのことを考慮すると、現段階の資源評価結果も実際とは乖離しており、漁業者の資源管理努力について過少に評価されていることが想定されます。

また、再生産関係についてホッケー・スティック型のモデルを適用していますが、推定された親魚量と加入量の関係から大きく乖離しており、計算されたMSY等の値も信頼性に欠けると考えます。

したがって、現段階での資源評価は、定量的にTAC等を設定するためには不十分であると言わざるを得ないと考えます。

⑤ TACの設定に関する問題について

資源評価のベースともなっている現状の漁獲実績は、漁業者が自ら設定した種々の資源管理項目を遵守した上での数字となっており、投入可能な漁獲努力量を大きく下回るものとなっています。過去の漁獲実績を基にTACが各地域等に配分された場合は、漁業者は納得できず大きなトラブルの発生が十分に予想されます。

また、キンメダイ資源は、その発生が予想できない卓越年級群によって維持されています。卓越年級群による急激な資源増があった場合は、TACを早期に消化してしまい、過去の漁獲実績から計算され配分されたTACではこれに対応できません。

さらに、キンメダイが来遊し漁場が形成された場合にのみ漁業を行う東京湾口部などの地域もあり、この場合、年による豊凶の差が大きいため、過去の平均漁獲量を基にしたTACの配分量では、来遊時の漁獲量に到底及ばず、漁業が成り立ちません。

そのほか、配分方法によって、都県の地域ごとにTACを管理すると早採り競争が起り操業弱者が生活に困窮する場合や、船ごとに管理する場合はその配分基準をめぐって争いが起こるなどのトラブルの発生が考えられます。

クロマグロでも様々なトラブルが発生しましたが、キンメダイ漁業は漁業者の生活を支える主要漁業であり、予想されるトラブルの深刻度はクロマグロの比ではありません

TACの導入により、国の方針の基、資源管理推進関係事業を活用し、半世紀にわたり築き上げてきた貴重な資源管理の組織や文化が、崩壊していく可能性も高いと考えます。

繰り返しになりますが、以上から、これまでの漁業者による漁獲努力量等の制限による資源管理の継続が適当であると考えます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

キンメダイ立縄漁業は釣漁業に分類され自由漁業であること、さらに、遊漁の対象ともなっていることから、正確な採捕情報の収集が困難であると考えられます。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

全体意見③、④で述べたように、現在の資源評価には問題が多く実際とは解離していると考えます。このような状況では、資源評価結果に基づく目標の設定は困難であると考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

全体意見の③、④で述べたように、現在の資源評価には問題が多く実際とは大きく解離していると考えます。このような状況では、漁獲シナリオの検討自体が困難であると考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

全体意見の⑤で述べたように、数量管理の導入により、様々なトラブルの発生やこれまで築き上げてきた資源管理体制が崩壊することも考えられ、漁業者による漁獲努力量等の制限による資源管理の継続が適当であると考えます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

これまで、半世紀の間に議論を重ね、以下の通り漁獲努力量の規制等様々な資源管理措置を発展させてきています。

- ・体長制限（小型魚の再放流）
- ・夜間操業の禁止
- ・漁具漁法の制限（樽流し漁法の禁止、
立延縄における釣数・縄数・操業時間・釣り餌の制限）
- ・定期休漁日、休業期間の設定
- ・操業禁止区域の設定（小型魚の保護）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われている全漁業及び遊漁。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・漁業が資源に与えている影響は小さくTAC制度を導入する必要は無いのではないか。
- ・資源評価で漁業者の資源管理の妥当性が示されている中で、この上様々なコストをかけてTACを導入する必要はないのではないか。
- ・資源の交流が認められ一つの水産資源として確認されている太平洋系群において、合理的な理由が提示されず、系群の一部である一都三県にのみTACを設定することを前提に進められていることについて、適正な資源管理の実施の観点から、また、法的規制の平等性を確保する観点からも問題があるのではないか。
- ・都県を越えた資源管理を実施する場合は、国は太平洋系群全体の資源評価を実施しなければならないのではないか。
- ・資源評価において様々な問題があり、MSYやTACの設定には精度的に不十分ではないのか。
- ・TACを設定した場合の配分方法や管理方法に多くの問題があり、不要なト

ラブルを引き起こすことになるのではないか。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

太平洋系群の範囲とされている、関東周辺及び伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺で行われている全漁業及び遊漁。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

資源管理手法検討部会において、「意見や論点の整理」を取りまとめるに当たって、参考人が、その内容が部会に提出された意見等を反映したものになっているかどうか、確認する時間と機会を設けていただけよう要望いたします。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏名	中野 卓
所属又は職業等	東京都島しょ農林水産総合センター 所長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

現在都の漁業者の経営に最も重要な水産資源であるキンメダイを永続的に利用していく必要があるからこそ、最新の技術、データに基づいた数量管理が必要である。という総論は当然理解できますが、キンメダイ漁業は多くの漁業者が周年行う基幹的な漁業であることから、個々の漁業者の経営という視点で各論を考えると、様々な課題があります。

特にいつ出漁できるかわからない島の厳しい気象条件の中でどのように数量を管理していくか。先取り競争の防止を含め、他県や大型船との入会漁場となっている都の伊豆諸島海域では、地先の漁場管理方法も自分達だけでは決定できず、これまでも、誰のための資源管理か！との思いとの葛藤の中で自主的な制限に取り組んでいます。

数量管理は漁場の管理と併せて実行することが必要と考えます。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

より精度の高い資源評価には漁獲実態の把握が重要であることから、海域ごとの漁獲報告を義務付ける仕組みが必要であると考えます。

特に都の伊豆諸島海域では、他県からの入会操業が盛んに行われています。しかし、キンメダイ漁業は自由漁業であるため、それぞれの県の漁業者が、伊豆諸島海域のどのあたりでどれだけのキンメダイを漁獲しているか把握できる体制は整っていません。また、資源評価には一都三県以外の漁場のデータが入っていません。

海域毎の漁獲実績の収集体制構築が必要です。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

この度新たな手法による資源評価が実施され、その際に海洋環境の CPUE への影響が考慮されたことは承知していますが、伊豆諸島ではイルカからの食害が多発し、操業の中断・見送りを余儀なくされたりしています。そのため、更に多様な環境要因を考慮した評価を実施し、資源評価の精度を上げる必要がある

と考えています。

また、キンメダイの資源量は、伊豆諸島～関東沿岸における年別年齢別漁獲尾数の推定値、CPUE、ならびに自然死亡係数を基に計算されていますが、漁獲物の体長組成は漁場や漁法によって異なることから、漁獲尾数やCPUEを高い精度で推定するためには漁場・漁法別の漁獲情報が必要であるはずで、現在、CPUEには一本釣によるデータのみが用いられており、また、CPUEの標準化ができていない海域があります。資源を公平公正に管理するためには、漁場・漁法毎の情報を揃えることによって資源評価の精度を向上させる必要があると考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

漁獲シナリオは、10年と決め打ちするのではなく、漁業者の意向を十分に汲んで採択してください。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

キンメダイは1都3県の漁業者の他に、高知県を始めとする太平洋沿岸の各県漁業者が漁獲しております。1都3県の漁業者にTACによる数量規制を加えたことによって、規制がかからない漁業者が、キンメダイを今まで以上に利用することがないようにする必要があります。

また、数量管理を導入する上では、努力量管理についてもしっかり行う必要があります。新規参入等による努力量の増加を抑制するとともに、遊漁の管理も見据えた漁業許可等の公的規制を検討する必要があります。

更に、多くの操業者による先取り競争をどのように防止していくかという課題もあります。上限が設定されると、その手前で操業を打ち切らせなければなりません。安心して取り控えながら操業するには水揚げ金額の補償的なものが必要と考えます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

1都3県で漁獲するキンメダイは同一資源であるとのことですが、そうであっても一定の範囲で漁場毎の管理がきちんと行われることが全体の資源の維持・管理に不可欠であると考えます。特に伊豆諸島は東京都島しょ農林水産総合センターの20年以上の調査から、改めてキンメダイの重要な産卵場であることが明らかになっています。TAC導入後の管理措置については、「従来からの、漁場の利用は漁業者の話し合いで」といった漁業者任せで、現在のように県ごと各々で伊豆諸島の漁場の管理措置を定めるのではなく、現在の管理措置をベースに、漁場ごとの統一した管理措置の設定を強力に指導すべきと考えます。その際、産卵場である伊豆諸島での小型魚保護は特に重要であると考えます。また、キンメダイのように卓越年級群が発生する魚種では、この資源を有効活用することにもつながるため、小型魚保護に向けた漁法や漁場の制限を念頭におくことが必要と考えます。

入会漁場となっている東京都海面では、数量管理と漁場管理は不可分の関係にあります。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

特になし。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・海域毎の漁獲実績の収集体制構築及びそれに基づく資源評価の実施
- ・数量管理を導入する上では、キンメ資源の利用者数の管理についても取り組まなければならない。
- ・他県漁船との入会操業となる東京都海面では、現在の管理措置をベースに漁場ごとの統一した管理措置の設定を強力に指導すべき
- ・産卵場である伊豆諸島での小型魚保護は特に重要で、小型魚保護に向けた漁法や漁場の制限が必要
- ・遊漁や一都三県以外のキンメダイ利用者も管理対象とするべき

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

遊漁についても漁獲が相当数あると予想されるので、管理対象とすべきと考えます。1都3県以外でもキンメダイを漁獲している実績があることから、これらの漁業についても管理対象とすべきと考えます。

また、東京都でキンメダイ漁が本格化したのはここ10～20年のことであり、直近10年間の漁獲量は増加傾向、ここ数年減少となっています。長期的に見ると1都3県の中で唯一増加傾向となっていますが、無秩序に漁獲をしているわけではありません。他県同様、資源管理の取組は各島の事情に合わせて取組まれており、例えば八丈島では気象条件が厳しいため、最も出漁している漁業者で年間150日程度であり、平均的な出漁日数はこれよりはるかに少ない状況です。こうした中で小型魚の多い漁場は禁漁にするとともに、漁場を分散利用する観点から小型の漁船は沖合に出漁しづらいため島周辺で操業し、大型の漁船は遠方で操業する傾向があります。また、三宅島では縄数を1本に制限し、周辺漁場で都の漁業者は操業時間を午前9時までにしてあります。大島は黒潮大蛇行の影響で潮流が速く、島周辺でキンメ操業はできない状況になっています。更に東京都全域で夜間操業は禁止しています。こうした操業状況で現在の漁獲が確保されており、CPUEは海域によって変動パターンは異なりますが、ここ数年は各海域ともに横ばい傾向です。TAC配分と基準年設定については各都県直近データで検討すべきと考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

TAC導入にあたっては、漁業者の理解促進と協力体制の構築が不可欠であると常々言われておりますが、TAC導入後のイメージが都の漁業者にはまだありません。1都3県では長年にわたって管理措置の強化や入会漁場のルール統一について話し合いが行われて参りましたが、数量管理についてはその話し合いの延長で水産庁から提案を受けたという経過なので、関係漁業者全体へは浸透しておりません。キンメダイ資源の永続的な利用に向けて必要な措置を、都県と国

が一体で取り組むことが重要であると考えます。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏名	関 恒美
所属又は職業等	東京都漁業協同組合連合会会長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

<p>○伊豆諸島の漁業者の現状</p> <ul style="list-style-type: none">・海洋環境の変化などから、カツオ、タカベ、イサキなどの魚類や、イセエビ、トコブシ、テングサなどの磯もの資源が減少する中、・漁業者は生活していくために、キンメダイ漁業へ依存を高めいている <p>○自主的な資源管理の現状</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者はこの重要なキンメダイ資源を末永く利用していくため、全島周年の夜間操業の禁止、産卵期の7～8月は16日以上を休漁し、・また、各島別にも針数や操業時間の制限を設けるなど、漁業者自らがルールをつくり、資源管理に取り組んでいる・しかし、これらのルールに理解・協力を示さない、内地から伊豆諸島海域に来る漁業者や遊漁船なども少なくないため、・大切なキンメダイが小型化しているなど、今後の漁業に不安を抱いている <p>○漁獲量の管理について</p> <ul style="list-style-type: none">・現状よりも少ない漁獲量が配分割当された場合、キンメダイ漁業への依存が高い伊豆諸島の漁業者は、収入減少への影響が大きく生活が大変苦しくなる・こうしたことから、漁獲量の管理には強い反対の声がある
--

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

<p>○水揚港による漁獲量報告の弊害と対応策</p> <ul style="list-style-type: none">・内地から伊豆諸島海域に来る漁業者は、伊豆諸島海域で漁獲したものを内地の港で水揚げするため、漁獲量の実績は各県の実績となる・水揚港での漁獲量報告を基に資源を評価し、県別に漁獲量の配分割当をした場合、他県漁業者は地元漁場を禁漁にして、伊豆諸島の漁場での操業を強化することが危惧され、・結果として、伊豆諸島の漁場のキンメダイ資源の状態は悪化する恐れがある <p>→解決策として、漁獲量報告は水揚港ではなく、漁場別に変更することが、精度の高い資源評価を導き、効果的な資源管理と公平な漁獲量の配分割当になる</p>

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

○漁業者が納得できる資源評価の精度向上には、以下の検討が必要

- ・漁獲量の報告は水揚港ではなく、漁場別に変更
- ・遊漁船やプレジャーボートによる捕獲量、サメ、イルカによる食害量の考慮
- ・同じ海域で操業している巻き網や底引網などの漁獲量の考慮
- ・操業時間や縄数など、自主的な資源管理措置の取組を考慮

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

○数量管理以外の公的な資源管理ルールの制定が必要

- ・漁獲量の管理のシナリオだけでは資源管理はできない
- ・伊豆諸島海域での自主的な資源管理の取組を他県漁業者等が守り、資源管理の取組を強化・充実するため、キンメダイ漁業の許可や承認など、公的規制が不可欠
- ・公的規制は、遊漁船やプレジャーボートなどのアウトロー対策にも有効であることから、早期に取組むことが重要

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

○公平な漁獲量の配分割当に向けて（一部①再掲）

- ・内地から伊豆諸島海域に来る漁業者は、伊豆諸島海域で漁獲したものを内地の港で水揚げするため、漁獲量の実績は各県の実績となる
- ・水揚港での漁獲量報告を基に資源を評価し、県別に漁獲量の配分割当をした場合、他県漁業者は地元漁場を禁漁にして、伊豆諸島の漁場での操業を強化することが危惧され、
- ・結果として、伊豆諸島の漁場のキンメダイ資源の状態は悪化する恐れがある→解決には、漁獲量の報告は水揚港から漁場別に変更し、漁獲量の配分割当を県別ではなく漁場別することや、自主的な漁獲努力量の削減を評価した漁獲量の配分割当、自主的な資源管理の取組の公的規制化が考えられる
- ・自主的な資源管理の取組を進めた結果、漁獲量は減少する。こうした削減の数値を評価した、漁獲量の配分割当をしなければ不公平

○資源管理の効果を高めるため

- ・キンメダイを捕獲している遊漁者やプレジャーボートへの数量管理を同時に実施することが必要
- ・漁業者だけが先行して漁獲量管理を実施することは不公平

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

○数量管理以外の公的な資源管理ルールの制定（一部③再掲）

- ・現在の伊豆諸島海域での自主的な資源管理の取組を他県漁業者が守り、資源管理の取組を強化・充実するため、キンメダイ漁業の許可や承認など、公的規制が不可欠
- ・公的規制は、遊漁船やプレジャーボートなどのアウトロー対策にも有効であることから、早期に取組むことが重要
- ・伊豆諸島海域への参入規制や自主的資源管理措置の公的規制化

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・巻き網、底立て延縄漁業者など、この資源を利用している全ての漁業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

○公平なキンメダイ資源の利用

- ・数量管理以外の公的な資源管理ルールの制定（③・⑤再掲）
- ・公平な漁獲量の配当配分（④再掲）
- ・キンメダイ資源を末永く利用する観点から、1都3県の漁業者だけでなく、遊漁者やプレジャーボートへの数量管理が同時にスタートできるための法整備

○漁獲量の配分割当に伴う減収対策

- ・数量管理が実施され、現状よりも少ない漁獲量が配分割当された場合、漁業者は勿論のこと、漁業者を支える漁協、漁連などが生活を維持するためには、国等による減収補填策の実施が不可欠

→解決策の一つとして

- ・国等が漁協や漁連を通して、漁業者にイルカの食害調査などを業務委託
- ・漁獲量の制限に伴う、流通・販売への影響を考慮した魚価向上への支援策

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・キンメダイ資源を利用しているが、漁業規模が大きく異なる、巻き網や底立て延縄など、一本釣り以外の漁業者も対象としなければ不公平

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

○漁獲量の配分割当が実施された場合の後継者の確保について

- ・漁獲量管理が実施され、現状よりも少ない漁獲量が配分割当された場合、新規就業者の漁獲量を確保するには、既存漁業者の漁獲量削減はやむを得ない
- ・既存漁業者が自らの漁獲量を制限してまで、後継者を確保しなくなる
- ・漁獲量を管理して、後継者の確保・育成と既存漁業者の生活維持を両立できる方法を教えて下さい

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏名	加山 順一
所属又は職業等	神奈川県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会 会長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

今回、TACによる数量管理が検討されておりますが、私たち漁業者は海域の特性に合わせたきめ細かい管理を実践してきました。しかし、TACによる数量管理は、総漁獲量だけの管理であり、私たち漁業者が実践してきたきめ細かい管理とは、全く異なるものです。このような総漁獲量の管理では、本当の資源の管理はできないと考えております。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

キンメダイ資源を利用しているのは、私たち漁業者だけでなく、遊漁船やプレジャーボートも同じキンメダイ資源を利用しております。しかし、遊漁船やプレジャーボートの漁獲量を把握することは、現在は不可能です。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

これまで関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源は、一都三県の共有の資源と考えてきた。これは、自分達で標識放流など自主的に取り組んできた結果であり、また、漁業者の資源に対する感覚である。

現在の資源管理実践推進協議会が始まる前には、既に一都三県の漁業者の協議の場があり、そこで、一都三県で共通認識を醸成し、漁業調整や資源管理についても協議してきた。

このキンメダイ資源は、海域によりキンメダイの大きさや年齢組成が異なっている。そこで、私たち漁業者は海域の特性に合わせた資源管理、例えば体長制限、針数の制限、漁日を設定してきた。これにより私たち漁業者は自分達で決めた資源管理であり、また、この資源管理が資源の持続的利用に対して効果が期待できると考えて来ました。私たち漁業者は共有の資源に対して自分達で決めたことなので、きちんと資源管理を守って来ました。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

資源評価や資源の将来予測を行っておりますが、特に将来予測についてはその根拠が不正確であると感じております。その不正確な将来予測に基づく管理を、私たち漁業者が実践することは、漁業者の仲間が納得しないだろうと考えております。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

TACが実施されればTACの範囲内で早い者勝ちになってしまいます。その結果、漁業者間で水揚げの格差が助長されてしまい、廃業に追い込まれる漁業者が出来るようになる恐れがあります。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

これまで私たち漁業者は海域の特性に合わせて体長制限、針数制限、休漁日の設定などを自主的に取り組んできました。このようなきめ細かい管理が必要だと考えております。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

TAC制度による管理は、これまでの自主的な資源管理より漁業者の漁獲、経営、生活に対する影響が大きいと思われまます。資源管理の必要性は理解できますが、漁業者の生活を脅かしてよいのでしょうか。もし、TAC制度を進めるのなら漁業者の減収対策についても本気で取り組んで欲しいです。新たな補償や補助制度について検討して下さい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏名	杉浦 暁裕
所属又は職業等	神奈川県漁業協同組合連合会 指導部長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

伊豆諸島海域のキンメダイ一本釣り漁業においては、既に自主的な漁業調整と資源管理の枠組みが構築されており、漁獲対象資源に加入後の資源に対して可能な資源管理は既に実行済みである。成長乱獲に対しては有効であると考えている。

一方でTAC管理は、親子関係を基本に将来の親魚量を検討しているが、キンメダイの資源研究においては親子関係が解明されていないため、TAC管理の有効性が検証できない。そのため、有効性が検証されていないTAC管理を進めるより、現体制における自主的な資源管理の有効性をさらに検証し、効果的な管理を推進することの方が資源に対して有効と考える。

キンメダイ対象の一本釣り漁業者は、高齢化や廃業が進み、キンメダイの漁獲量が多かった1980年代と比較して漁獲努力量（操業隻数）が大幅に減少しており、さらに資源管理による努力量規制も行われており、資源に対する漁獲圧力が大幅に低下している。これからも現資源管理を推進することが望ましいと考える。

また、零細な漁業者が多いことからTACによる漁獲規制は、漁家経営への影響が懸念される。

一本釣り漁業と同じ海域、同じキンメダイ資源を遊漁が利用しているが、遊漁は相当程度の漁獲圧があると思われるので、遊漁の漁獲圧の調査を充実させ、適切な規制を行わないとキンメダイ資源に対する管理効果が発現できないとともに、資源管理を推進する漁業者に不公平感が発生してしまう。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ一本釣り漁業の銘柄別漁獲量については、ある程度の収集体制が構築されていると認識している。その銘柄別漁獲量から年齢別漁獲量に分離しているが、若齢魚については一定の精度があると思慮されるが、年齢が増すにつれ誤差が大きくなっているものと考えており、親魚管理のため年齢組成の正確性に疑問がある。また、漁場により年齢組成が異なっており、水揚地での銘柄組成は把握できても、それが漁場別の銘柄組成

になっていない。漁場別年齢組成と漁場別漁獲量の精度が低いと、全体の年齢組成にも誤差が生じると考える。今後の資源管理のためには、年齢組成の精度向上が必要と考える。

資源評価に係るキンメダイの資料は、ほとんど関東近海から伊豆諸島海域のデータである。しかし、キンメダイ太平洋系群は南西諸島の西の海域や台湾の西側海域、さらには、亜熱帯反流の海域等の南方の海域まで連続している。関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源の供給源は、キンメダイの卵が分離浮遊卵であり、稚仔魚の形態が浮遊に適応していることから、関東近海から伊豆諸島海域に限らず西の海域から供給されていることが想定される。現在の漁獲報告及び資源評価は関東近海から伊豆諸島海域の漁獲対象資源のものであり、西側海域については考慮されていない。関東近海から伊豆諸島海域の資源の将来予測をするためには、西側の海域の資源との関連が分からなければ信頼度が低いと考える。

遊漁については、海域によって相当程度のキンメダイ資源に対する漁獲圧があると推定している。遊漁は、一本釣り漁業と同じ漁場、同じ資源を利用している上、現在は漁獲制限や自主規制が存在していない状態である。キンメダイ資源に対する遊漁の漁獲圧を制限するためには、まず、遊漁の釣獲量や釣獲努力量等を把握しないと行けない。実際に調査を行うことは難しいことは承知しているが、遊漁の実態調査を実施し、適切な管理をしないと漁業における資源管理が無駄になってしまうとともに、漁業者に不公平感が生じる。是非、遊漁の実態調査を実施して欲しい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

キンメダイ資源の将来予測については、前述のとおり卵稚仔の動向が不明である。かねてより卵稚仔調査が実施されてきたが、卵稚仔の動向を把握するほどの成果が上がっていないのが現状である。

キンメダイ資源は、日本国内の太平洋沿岸だけを考えても、南西諸島海域から四国沖、伊豆諸島、関東近海などに分布しているが、今回の資源評価は関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源に限った資料から推定している。前述のとおり関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源の卵稚仔の供給源は、黒潮の上流海域の可能性はある。しかし、その卵稚仔の供給源が特定されていない。従って、関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ資源だけから親子関係を論じることはできない。

さらに、資源評価の中で、ホッケー・スティック型再生産関係を適用して解析しているが、この解析結果は不確実性が大きく、再生産関係を推定することはできないと考える。しかし、その不確実性が大きい再生産関係を使って将来の親魚資源量を推定しており、その制度は相当低いと考える。

このように、卵稚仔の動向、親子関係、再生産関係に不明な点が多く、親子や再生産関係に基づく資源管理効果の推定は、信頼性に乏しいと思慮される。

関東近海から伊豆諸島海域における産卵親魚の保護の有効性の推定、検証には至らないと思慮される。

一般論としては産卵親魚の保護は重要であるが、関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイの資源管理において、何を管理すれば資源の維持増大に効果があ

るのか、さらなる検討が必要と考える。また、親子や再生産関係に基づいて漁業経営に影響が出る様な資源管理を実施する場合には、相当程度の確実性や合理性、漁業者に対する説得材料が必要と考えるので、慎重な対応が必要である。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

①と②で述べたとおり、現時点では漁獲シナリオを検討することはできないと考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

関東近海から伊豆諸島海域の一本釣り漁業者は、これまで長期に渡って自主的管理を実施してきた。これまでに自主的な資源管理は、関係する漁業者が協議、協力し、納得した上で自主的に、地域一丸となり管理に取り組んできた。一方で高齢化や廃業により1980年代の漁獲盛期と比較して着業隻数が大幅に減少しており、漁業者はそれが漁獲努力量削減となり資源管理効果を生んでいると認識している。

このように漁業者は自主的な資源管理等を十分に実施しており、さらに廃業等により結果的に漁獲努力量が大幅に減少していると認識している一方で、親子関係や再生産関係からの資源管理効果の推定には相当程度の疑問が生じており、一般論として産卵親魚の保護は必要なことは理解できるが、親子や再生産関係からの管理効果に基づき数量管理を実施することに対して疑問が生じる。このような数量管理を実施するのであれば、漁業者が自らの資源管理として必要だと納得できるよう、漁業者に対して分かり易く、納得できる根拠、説明を示して欲しい。漁業者が納得できない状況で数量管理を実施すると、これまで実施してきた自主的管理の枠組みが壊れてしまう可能性がある。

また、数量管理を実施したとしても、これまでの自主的管理と整合を図り、自主的管理を推進した上で、数量管理が上乘せ措置となるような取組みができるよう配慮して欲しい。

関東近海から伊豆諸島海域のキンメダイ漁業は、その資源の特性から漁場により年齢組成が異なる。

TAC制度の数量管理が行われた場合、漁獲量のみが管理され、それ以外については管理されない。資源管理を効果的に実施するには、年齢組成、移動、再生産等を考慮して管理が理想だろう。しかし、漁獲量の上限が制限されると早い者勝ちで漁獲が行われ、若齢魚の多獲により漁獲尾数の増大や成長乱獲、産卵親魚の多獲等が起こる可能性がある。従って、TAC管理により漁獲量が制限されたとしても、返って乱獲に陥る可能性がある。

キンメダイ漁業には、資源管理のほかに漁場利用に係る漁業調整の問題も存在する。数量管理が実施された場合、それを理由に本来の資源管理ではなく、論点を漁業調整上の問題に転化してしまうことが想定される。資源管理と漁業調整を整理して、本来の資源管理が効果的に取り組めるよう、行政機関には指導をお願いしたい。

キンメダイの数量管理が導入された場合、漁業者の漁業収入が減少する可能性がある。また、漁協販売事業における取扱金額が減少し、漁協の収入も減少する可能性がある。そこで、収入を確保する必要がある。例えば、ブランド化や品質の向上により価値の向上、加工等による付加価値の増加等漁家収入の確保に関する取組み、指導も併せてお願いしたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

関東近海から伊豆諸島海域の一本釣り漁業においては、かねてより体長制限、休漁日、禁漁区等を設けて資源管理を実施してきた。

特に体長制限は各地域共通で取り組んでおり、成長乱獲の防止に効果があることから有効だと考えている。

また、一本釣り漁業は、自由漁業だが、前述のように高齢化や廃業により操業隻数が減少し、その結果、漁獲圧の減少に繋がっている。操業隻数の減少は漁業の振興を考えた場合は好ましいことではないが、結果的に資源管理に相当、役立っていると考えている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

TAC管理の効果の将来予測は、再生産関係から推定されているが、前述のように卵稚仔の供給や再生産関係が解明されておらず、また、ホッケー・スティック型再生産関係の適用にも相当の疑義がある。そこで、TAC管理の根本になる将来の漁獲量の予測について、丁寧に、かつ、根拠を明確に説明し、有効性について十分に協議して欲しい。

これまで相当程度の自主的な資源管理を実施してきた上、相当程度の操業隻数の減少などがある。今年度の資源評価ではキンメダイ資源は若干の増加傾向にあると言う。現状の自主的資源管理だけでは不十分でありTACを導入する必要があるということなら、その点を丁寧に分かり易く説明し、TAC導入が本当に必要なのか十分に協議すべき。それでないとな漁業者はTAC管理の導入に納得できない。

TAC管理をすれば一時的にでも漁家収入は減少する。一本釣り漁業者は零細漁業者が多く、漁家収入の減少は、漁家経営を悪化させ、ひいては漁家の廃業にもつながりかねない。そこで、漁家収入を確保するための手法、例えば、価格保証、収入の補てん策、魚価向上策、経営の合理化策等を示すべき。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

水産庁から事前に、TAC管理をすれば、将来的に資源が回復し、漁業者の将来の収入が増えると説明があった。だから、今は我慢すべきとあったが、水産資源は、漁業者のものではなく、日本国民共有の財産である。それを漁業者が漁業という手段を通じて国民に供給している。従って、水産資源の回復は国民のために行うものであり、そのために漁業者だけ我慢を強いるべきではない。漁業者は国民共有の財産を維持増大するために資源管理をするので、それに伴う減収等については保証、或いは、収入増加策を模索すべきである。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏名	高瀬 進
所属又は職業等	静岡県漁業協同組合連合会 常任理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・キンメダイの TAC 管理については、一都三県ではなく、日本国内の全範囲のキンメダイを日本国の財産として一律にとらえるべきである。
- ・その上で、日本国内におけるキンメダイの漁獲の全体量を把握した上で評価及び管理をするべきである。
- ・一部の漁業者にのみ漁獲制限を設けることは著しく不平等であり、漁業者の理解は得られない。
- ・その上で、公的資源管理の導入（TAC 管理）については、重要性・必要性は漁業者共々理解している。しかしながら、キンメ立縄漁法という自由漁業における公的管理については、その手法や法的規制の導入について、事前の調整に十分に時間を割くべきであり、これまで各地で自主規制を設けて操業を行っているキンメ漁業者にとって、今回の資源評価を基にした出口規制のみしか見えない拙速的な進め方は、当該漁業者へのさらなる締め付けを強要するような印象を強く与えることとなり、管理手法の検討については、十分に時間をかけて討議をする必要がある。
- ・水研機構には、現存するデータを活用し資源評価・解析に尽力いただき敬意を表するところではあるが、漁業者の実感としての資源動向と公表された資源評価については、乖離するところがあり、特に漁獲の主要を占める下田のデータが十分に活用されていないこと、食害や他の採捕者の資源への影響が考慮されていないことなど、「科学的データとしての信頼性」に疑義が生じている。併せて、漁業者のこれまでの自主管理の成果、減船による漁獲量の減少など、データの推移だけでは測れない要因を資源評価に反映させることが必要であり、資源評価の精度を向上させるためにはさらにデータの蓄積と時間を要することと推察する。
- ・上記のとおり、キンメダイという同様魚種で規制の掛かる一都三県とその他の地区や漁法について、評価や管理に差があることについての不公平感が高く、実際に一都三県外へのキンメダイの移動の知見あることから、太平洋系群として、上記の含まれていないデータも評価に加えた上で、管理を検討するべきであると考え。

・また、将来予測をするために活用する再生産関係のあてはまりに疑問を感じる。この関係を推定するためにはデータが不足しており、将来予測の依存度が高い数量管理を厳密に行うことは危険であると考えます。

・一方で、現状の資源評価では $\beta = 1.0$ でも親魚量が増加すること、目標となる親魚量と現状の親魚量が近いことに加え、上記のとおり管理方策や資源評価に課題点が多いことから、少なくとも早急な数量管理の導入は行わない方が良いと考える。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・漁獲報告については、基本は漁協の集計となるが、自由漁業という手前、個人出荷や出荷品目違い（別名称）についてチェックが必要と思われる。

・今回、評価の対象となっていないが、沖合底引き網での漁獲物として、雑物、他の魚種名で水揚げされていないか確認が必要となる。

・遊漁船やプレジャーによる採捕については、正確な報告を得ることが困難である。

・今後の資源評価の精度を向上させるための調査体制（体長、体重、銘柄等）の構築が必要である。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・自由漁業のため操業隻数も多く、目標ライン到達への見込み・管理が非常にシビアになると予想される。

・漁協職員の人員不足により、上記の管理や把握の体制構築が非常に困難であることが予想される。

・突発的な環境要因や黒潮の大蛇行の影響、減船やサメ、イルカなどの食害等による漁獲量の減少が資源評価結果に大きく反映されてしまうことが予想される。

・上記により、直近の資源評価結果は不確実性が高い値となり、急に目標値が漁業者に多大な負担をかけるものとなる可能性がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・毎年水揚げデータを更新しつつ評価のチューニングを実施する必要があるが、なるべく現水揚げ量に近くなるシナリオを設定し、現漁業者に負担をかけないようにする配慮が必要と考える（ β はなるべく高く設定する）。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・枠の配分方法の決定については単純に実績ベースを適用はできない。

・操業者の特定のため承認制等の導入を検討する必要がある。

・配分された数量の把握と管理（漁協のマンパワー不足については、DX化により、現水揚げ量と仮に上限に近づいた場合に自動的に操業者に通知できるようなソフトやアプリの開発が必要）が困難である。

・都県への配分では地区内でオリンピック方式が実施された場合、就業者年齢や船規模により、操業に格差が発生し、収益が大きく異なることになる。

・悪天候での出漁等無理な操業が多くなり、事故の発生やこれまで実施して

きた自主管理が崩壊する恐れがある。

- ・同じ数量であっても体長が異なれば資源に与える影響が異なるが、その配慮の方法が不明。
- ・資源評価の将来予測の不確実性によって、漁業者や加工業者等が不利益を被った場合の担保の検討が現状なされていない。
- ・仮に一都三県のみで数量管理をする場合、一都三県外の漁業者が数量管理をしない場合、不公平感が生じる。現場では、データがたまたまあって管理をしやすい一都三県のキンメダイを数量管理のターゲットにしているという声もある。
- ・遊漁やプレジャーボートの規制がない場合、管理が穴抜きになることに加え、上記と同じく不公平感が生じる。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・これまで、一都三県で各々が自主的管理を行ってきたが、それを出口規制で管理するとなると、各地区の漁獲が資源全体（親魚の確保）に与えるインパクトが変わってくるので、なるべく体長制限は均一化するような配慮が必要と考える。
- ・一都三県において個々に自主管理を実施してきたが、この系群を一括して管理する手法では、上記のような管理措置の統一感が必要であると考えますが、これが実態として均衡を保ってきた自主管理を崩壊させることも想定しなければならない（一都三県でのこれまでの調整は必要なしとの声もある）。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・市場、仲買等流通に係る関係者には TAC 管理への移行による影響を事前に説明しておく必要がある。
- ・キンメダイは各地区において有益な観光資源でもあり、伊豆地区においては旅館や飲食店等にも資源管理対象である旨の説明が必要である。
- ・また、今回、TAC 管理から除外されている、地区、漁業種類や遊漁船関係者にも、現況とこの先の公的管理の方向性を示しておく。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・まず、資源が上向きであり、現況では特段の漁獲制限というよりは、これまでの自主管理を続けることで資源が維持されることを説明すること。
- ・自由漁業での TAC 導入は前例がなく、漁獲状況把握のために操業は承認制を導入する等の措置が必要と思われるが、参入希望者・隻数は増加することが予想されるため、加入に条件を設けると承認を受けることができない漁業者が出て、後継者育成に悪影響を及ぼすことが予想される。
- ・地域的、部分的試行期間を設けて、段階的に進めること等、本格実施に向かう手順や、試行で実運用が難航の場合は TAC 除外の選択肢もあることを想定・説明すること。
- ・導入にあたり、漁業調整と漁業補償への措置が導入のバーターにならぬよ

うにすること。

- ・まず、釣り漁業の「キンメダイ」がTAC管理魚種（特定水産資源）として適正であるか確認をすること。
- ・現状の資源評価に含まれていない点を説明すること。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・本来であれば、許可や地域を超えた「キンメダイ太平洋系群」という魚種全体を管理対象とすることを希望する。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・食害や他の漁業、遊漁による漁獲量の調査を綿密に実施して、資源評価に加えていただきたい。
- ・キンメ漁業者はこれらの調査には全面協力を惜しまないはずです。
- ・現状の資源評価では、黒潮等の海況の影響を統計的手法（CPUE標準化）により取り除いているとしているが、生物学的には好不漁の要因は解明されていないと思われるので、基礎的な研究が必要と思われる。統計だけでなく生物学的なエビデンスがあって、はじめて真の意味で海況の影響を取り除くことができると思われる。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏名	長谷川一夫
所属又は職業等	伊豆漁業協同組合専務理事 (キンメダイ縦縄漁業者)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

1. 水産庁浜回りで水産研究・教育機構水産資源研究所の発言のとおり、一都三県の限定的な情報だけで資源評価をしたことが問題であり、区分しているキンメダイ太平洋系群の全てのデータを根拠に資源評価すること。

2. 数量管理となれば早獲りになることは容易に想像できるので個人事業主の漁業者、特に高齢者は生活が困窮するがどう考えているのか、併せてキンメダイの水揚げを主とする漁協、市場、仲買等の経営も必然的に悪化するがどう考えるか。

3. 40 数年キンメダイを漁獲しているが資源が減ったという実感がないので、資源評価と乖離している、これは TAC 導入のために資源評価を改竄または意図的に低位な評価を偽装していると考えている。その疑念を払拭するため複数の第三者機関に開かれた資源評価を行わせることが必要。

4. 水産庁の TAC 魚種拡大スケジュールではキンメダイ太平洋系群とあるのに、なぜ一部の限定的な地域だけで資源評価を行ない、一部地域だけに TAC 導入しようとしているのか。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

正しい資源評価がなされていないので本来は漁獲報告の収集体制の検討段階ではないが、自由漁業で漁獲するキンメダイの正確な漁獲報告は困難であるため、承認 (許可) 制の導入または漁獲証明制度の導入が必要で、収集は漁業者と都道府県又は水産庁が直接連絡を取り行なう。税金で運営される行政と異なり、キンメダイの漁獲で経営維持している当組合は TAC 導入で規模縮小されるので漁協を頼らないこと。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源管理目標の前に資源評価結果を正確なものにしてから目標を検討しなければ正常な資源管理はできない。素人が見ても情報不足な資源評価は資源管理目標の根拠とならない。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

仮に10年のシナリオを組んだとしても10年後には多くの漁業者が高齢で廃業する、それは自然的に漁獲圧の低下に繋がり資源は増大するので数量管理せず自主的資源管理の強化を行ない、新規就業者確保に舵を切るべき。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

全国のキンメダイ漁獲情報をどう収集するのか、それらを踏まえた資源評価はいつ出されるか、今ある一都三県のそれも限られた情報の資源評価を基にした数量管理の実施の課題など検討に値しない。

完全な資源評価がなされた時は自由漁業であるキンメダイ漁業者の把握、漁獲情報の把握が難しいので、全てを大臣許可にするしか方法がない。多岐に渡る流通を都道府県では把握できるはずもない。全国の港を転々としたり、直接スーパーに売る物まで正確に把握できるのか。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

許可制にしたうえで、体長制限、漁具制限、漁法制限、休漁日数、操業時間を定める。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

一都三県以外のキンメダイ漁獲地域、底立てはえ縄漁業者、キンメダイを対象とする流通業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

*一都三県で長年取り組んでいた資源管理に対する考え方。

*数量管理で漁業経営および漁協経営が維持できなくなるが、それに対する水産庁の意見。

*なぜ不十分な情報を基にした資源評価を根拠として数量管理を導入しようとするのか、その経緯。

*資源評価が完璧ではないことは水研機構も認めたので、研究機関でもない水産庁が今回の資源評価が正しいと考えた理由。（盲目的に研究機関が発表したから正しいと考えたのか）

*なぜ資源管理に取り組んでいた一都三県だけで数量管理して、何もしていない他県を優遇するのか、その理由。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

旋網等の網漁業は乱獲、虚偽報告、禁止海域操業など無秩序であるので、そこから手をつける。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

*全ての状況を考慮してTAC導入は時期尚早。

*浜回りを増やし議論を尽くすとともに、資源評価の確実性の担保、全国のキンメダイ漁獲情報の収集分析が先決である。

*イルカ・サメによる食害対策の研究。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏名	高田充朗
所属又は職業等	いとう漁業協同組合 代表理事組合長 東部一本釣り協議会会長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

20年来の一都三県資源管理の枠組みにおいて、各県で自主的な資源管理、資源保護に取り組んできた中でまだまだ結果が出ていない中でのTACによる数量管理に移行するのはまだまだ時期尚早、資源量の調査データも甚だ疑問であり、より高精度な資源調査を希望するものである。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・一都三県だけではなく太平洋沿岸域での水揚げ状況の調査
- ・底引き網等による混獲の調査並びにプレジャーボート遊漁船等による漁獲量の把握

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

各地域による漁獲サイズの統一化

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・現在黒潮大蛇行による影響の調査
- ・イルカ、サメ、バラムツ等による食害による被害量、操業への影響の調査

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・地域ごとの漁法の違いによる格差
- ・地域による体長制限の違い

新規加入者の問題

- ・キンメの一本釣り漁業は自由漁業なので、これまでは新規加入しやすかったがTACによる数量管理が導入されると、自由に漁業を始めにくくなり、新規加入者が減少し、後継者が不足する。
- ・年度途中で新規加入した場合、枠の配分はどうなるのか？

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・体長制限は全体での統一を図らないと管理できない。
- ・TACによる数量管理の中で禁漁期間は果たして必要なのか。今までの地域による資源管理の努力はどうなるのか？

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・一都三県以外の地域の漁業者
- ・プレジャーボートを含む遊漁船

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・一都三県以外での水揚げ状況
- ・漁法別の管理
- ・プレジャーボート、遊漁者の扱い

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

大臣許可を含むすべてのキンメ漁、また巻網、底引き網による混獲の扱い

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

キンメ漁は潮、季節、水温による漁獲量変動が激しく、TACによる管理が難しいのではないかと？

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

キンメダイ太平洋系群

2. 参考人

氏名	佐藤 勇
所属又は職業等	芸東地区沿岸漁業協議会 役員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

令和4年度の資源評価は1都3県の評価が主であり、その他の地区のデータは含まれていないため、この資源評価のみで議論するのは好ましくない。高知県沖の漁場においても、1都3県のキンメダイと資源としてのつながりはあるが、漁獲の状況を比較すると主群は違っていると考える。よって、今後数年間はキンメダイを水揚げしているすべての漁場を対象とし、地域群ごとに資源評価を行い、資源管理目標はそれぞれの漁場（地域群）で設定するべきである。

キンメダイは高知県における重要な水産資源であり、今後 TAC 管理によりキンメダイ漁業が衰退することがあると、漁業者のみならず、水産業者及び関連業者に与える影響は非常に大きいと考える。よって、資源管理とともに漁業者・水産業者及び関連業者が経営を確実に持続できるよう検討していただきたい。

高知県ではキンメダイ漁業のみで生活している漁業者も多く、キンメダイの TAC 管理による影響を直接受けてしまう。よって、TAC 管理を行い漁獲制限が行われた場合の漁業共済制度や、休業補償等の補償の新設拡充についても検討していただきたい。

高知県のキンメダイ漁は近年まれにみる不漁で漁獲量も半減している。これは、資源の減少も少なからず影響していると考えられるが、海洋環境の変動による影響も非常に大きいと考えている。このように、漁獲の少ない場合に資源量が過小評価され、漁獲枠が少なくならないよう、地域別で資源評価を行うなど、資源評価手法や漁獲可能量の算出を慎重に検討していただきたい。

キンメダイは遊漁船でも人気の魚種であるため、漁業者だけでなく遊漁者も管理対象とすべきである。

【他地区からの意見】

数量管理を行うことで、キンメダイ漁を行う漁業者が生活できない事態にならないよう、各地域の現状を確実に把握し、慎重に話を進めていただきたい。

また、数量管理については漁業者のみならず、遊漁についても同様に管理を実施する体制をとるべきと考える。遊漁船については、遊漁での乱獲（幼魚含む）による資源枯渇、本職漁師の収入を脅かさないためにも別枠を設けての資源管理を強く希望する。

キンメダイの漁獲される全ての漁場で資源評価を行い、それぞれの漁場毎で資源管理目標を設定して頂きたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

高知県内の漁協に水揚げされたキンメダイは漁場及び漁獲量等のデータが存在するため、データの報告は可能である。但し体長等の収集を行う場合には手間がかかり、漁業者や漁協職員の負担が増えるため関係各所との連携が必要と考えている。また遊漁船の正確な漁獲量の把握や、報告の方法などをしっかり検討していただきたい。

【他地区からの意見】

(1) で記載したように、漁業者と遊漁船とは別枠で確実に漁獲状況を把握できるような体制を構築するよう望む。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源管理目標については、キンメダイの移動についてはごく一部であると想定されることから、キンメダイを水揚げしているすべての漁場で資源評価を行い、それぞれの漁場（地域群）ごとで設定されるべきである。加えて、キンメダイ漁業者が生活出来なくなるような資源管理目標は避けて頂きたい。

【他地区からの意見】

資源管理目標を設定するのであれば、大規模な漁法の船団が多く所属する県だけでは無く、小規模漁業者の多い県などにも十分な漁獲量を与えられるよう配慮していただきたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

クロマグロのように、数量管理の導入後、現場の漁業者は資源の増加を感じているのに管理数量の増枠がなされないなど、漁業者の不満が溜まらないよう、現場の感覚と科学的根拠が揃った際にはすぐに反映できる制度にしたい。また、漁獲量の割り当て手法について、漁業種類やキンメダイへの依存度（専業・兼業）等を考慮し、獲った者勝ちとならないような手法を検討してほしい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

高知県室戸岬沖海域では、漁業関係者で構成された協議会で設定している申

し合わせ事項により、針数や樽数の制限、火光利用（水中集魚灯含む）の禁止、漁法の制限といった取組を実施している。禁漁期間の設定や体長制限等については、今後の漁獲や資源状況によっては検討が必要かもしれないが、当地区では漁法や漁獲サイズが多様であるため、設定が難しい状況である。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

キンメダイ漁を行う漁業者及び関係漁協
キンメダイ漁業の継続に必要な事業者（流通、資材、船舶等）
キンメダイの水揚げのある都道府県や市町村

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

高知県のキンメダイ漁業者は、漁業収入のほとんどをキンメダイの漁獲に依存していることから、TAC 管理を行うことで将来にわたり漁業者がキンメダイ漁業を営んでいけるのか将来像についても説明いただきたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

TAC 管理を行う場合、キンメダイを漁獲する全ての漁業者及び遊漁者を対象とすべきである。また、キンメダイ資源が将来的に横ばい・増加傾向であれば漁獲制限は必要ないと考える。但し、減少傾向であれば減少度合により検討すべきであるが、全国での漁獲枠の設定は、操業あたりの漁獲量が少ない船が獲り負けてしまう可能性が考えられるため、避けて頂きたい。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

仮に高知県沖海域での TAC 管理を実施する方向となった場合、資源評価手法やキンメダイ TAC 管理の具体的な対応方針について、高知県の漁業関係者に内容を説明していただき、意見交換できる場を設けていただきたい。